

アール・イー・ジャパン株式会社

住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

平成 17 年 12 月 20 日 制定	平成 18 年 4 月 17 日 改定	平成 19 年 5 月 24 日 改定
平成 19 年 6 月 20 日 改定	平成 19 年 7 月 1 日 改定	平成 19 年 12 月 25 日 改定
平成 20 年 4 月 1 日 改定	平成 20 年 7 月 1 日 改定	平成 20 年 10 月 1 日 改定
平成 21 年 1 月 1 日 改定	平成 21 年 1 月 13 日 改定	平成 21 年 9 月 1 日 改定
平成 22 年 1 月 12 日 改定	平成 22 年 4 月 1 日 改定	平成 23 年 8 月 1 日 改定
平成 23 年 11 月 1 日 改定	平成 23 年 12 月 1 日 改定	平成 25 年 4 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定	平成 27 年 4 月 1 日 改定	平成 29 年 5 月 10 日改定
平成 29 年 10 月 25 日改定	平成 30 年 2 月 1 日最終改定	

(趣旨)

第 1 条 この適合証明業務手数料規程は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）が住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」平成 24 年 4 月 1 日）第 10 条第 1 項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第 2 条 適合証明業務の手数料は、機構が定めた融資種別、技術基準及び手続きの方法に基づく次の区分とする。

- 一 新築住宅 一戸建て等及び共同建の場合 確認検査、評価業務及び技術的審査との併願等
- 二 中古住宅 一戸建て等（併用住宅、2 階建て共同住宅を含む。）及びマンション
イ 建築確認が昭和 56 年 6 月 1 日以後のもの
ロ イ以外のもの
- 三 賃貸住宅 賃貸住宅（まちづくり融資、省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資） 一戸建て等及び共同建 確認検査との併願等
- 四 リフォーム融資 バリアフリー工事、耐震工事等
- 五 賃貸住宅リフォーム（住宅セーフティネット、耐震改修、省エネ住宅、サービス付き高齢者向け住宅） 建築物全体、登録住宅単位
- 六 優良住宅取得支援事業（以下「フラット 35S」という。）（特に優良な住宅基準（以下「金利 A プラン」という。）及び優良な住宅基準（以下「金利 B プラン」という。）、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性又は耐久性・可変性

2 フラット 35S における手数料は一戸建て等と共同建てに区分するものとする。

(新築住宅（一戸建て等及び共同住宅）における手数料)

第 3 条 新築住宅（一戸建て等及び共同住宅）の手数料は、別表 1 とする。

(中古住宅（一戸建て等及びマンション）における手数料)

第4条 中古住宅の手数料は、別表2とする。

(賃貸住宅及びまちづくり融資(建設)における手数料)

第5条 賃貸住宅及びまちづくり融資(建設)における手数料は、別表3とする。

(リフォーム融資における手数料)

第6条 リフォーム融資(一戸建て等及びマンション)手数料は、別表4とする。

(賃貸住宅リフォーム融資における手数料)

第6条の2 賃貸住宅リフォーム融資 手数料は、別表5とする。

(手数料収納方法)

第7条 適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金又はREJの指定する口座への振込みとする。

- 2 前項の振込みによる金融機関への手数料は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。
- 3 建築主は建築主の都合により、設計検査に関する通知書の交付までの間に計画の変更がある場合は、第2条第2項の手数料の額を設計検査に関する通知書の交付の日までに収納する。
- 4 第2項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

(手数料の支払期日)

第8条 手数料及び第6条で定める出張旅費の支払期日は、適合証明業務約款(以下「約款」という。)で定める。

- 2 前項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

(手数料の返還)

第9条 建築主の都合により、設計検査申請、現場検査申請(中間)、又は竣工現場検査申請・適合証明申請の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数料は返還しない。ただし、設計検査申請、又は現場検査申請(中間)と同時に契約して検査をしていないものについては、1-1-1一戸建て等の場合は、「棟上まで」(1-2-1共同建てにおいては、「竣工検査前又は、他機関等」の「一般の場合」)(フラット35Sとした場合は、加算額を含む。)に対応する額を返還する。

- 2 建築主が約款の契約に違反したことにつき、REJが相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した適合証明業務申請手数料は返還しない。
- 3 REJが約款の契約に違反したことにつき、建築主が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務申請手数料の手数料は返還する。

(出張旅費)

第10条 建築主等は、遠隔地としてREJが指定する区域に現場検査を依頼する場合は、検査手数料と合わせて出張旅費を収納する。

- 2 前項の指定区域及び出張旅費は別に定める。
- 3 出張旅費の収納方法は、第3条を準用する。

(個別契約の手数料)

第11条 個別契約した手数料については別に定めることができる。

(雑則)

第12条 REJは、第3条から第6条に定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ役員会の承認により変更することができる。

2 REJは、上記により変更をした場合は、遅滞無く機構へ届を提出するとともに、建築主に周知を行う。

附則 (適合証明業務に関する協定申請時)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年12月20日から施行する。

附則 (平成18年4月18日届出)

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年4月17日から施行する。

附則 (平成19年5月22日届出)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年5月24日から施行する。

(出張旅費に関する経過措置)

第2条 この規程は、平成19年6月20日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程第7条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則 (平成19年7月7日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附則 (平成19年7月7日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成19年12月25日から施行する。

附則 (平成20年4月1日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則（平成 20 年 6 月 19 日届出）

（新手数料に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則（平成 20 年 9 月 30 日届出）

（返金規定に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 12 月 15 日届出）

（新出張旅費に関する施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 月 1 日より、かつ、第 4 条に規定した地方公共団体等の覚書等を締結した日から適用する。ただし、この施行の日より前に旧規程第 7 条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則（平成 21 年 1 月 13 日届出）

（新フラット 35S（中古タイプ）の施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 月 5 日より適用する。

附則（平成 21 年 9 月 1 日届出）

（検査業務出張旅費規程の創設に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より適用する。

附則（平成 22 年 1 月 12 日届出）

（フラット 35S の竣工後特例等適用に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 1 月 12 日より適用する。

附則（平成 22 年 4 月 1 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 7 月 27 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務の廃止に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 10 月 31 日届出）

（賃貸住宅のメニューの一部変更に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より適用する。

附則（平成 23 年 12 月 1 日届出）

（エコポイント対象住宅証明書の業務の再開に伴う施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 11 月 22 日より遡って適用する。

附則（平成 25 年 4 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 27 年 4 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附則（平成 29 年 5 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 5 月 10 日より適用する。

附則（平成 29 年 10 月 20 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 10 月 25 日より適用する。

附則（平成 30 年 2 月 1 日届出）

（期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より適用する。

（経過措置）

第 2 条 別表 1 の備考 4 及び 5 の適用は、改正前の規定の適用において現に REJ が設計検査申請した対象建築物について行う中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の検査については、適用しない。

別 表 ※消費税を含む。

1 新築住宅

1-1-1 一戸建て等（基礎額）

確認検査とのリンク	登録住宅性能評価機関として行うもの	設計検査申請	中間現場検査(円/戸)	竣工現場検査・適合
-----------	-------------------	--------	-------------	-----------

	設計性能評価書を活用 (一定の等級(※1)を満たすもの)	設計性能評価書及び建設性能評価書を活用 (一定の等級を満たすもの)	長期優良住宅の技術審査を受けるもの	(円/戸) 括弧内は確認申請の処分後、棟上げ(※2)まで	括弧内は特定工程等の検査と同時に行うことができない場合の額	証明の検査(円/戸)
REJ	なし又は×	なし又は×	なし	5,200 (8,300)	14,400 (16,500)	12,400
	なし又は×	なし又は×	○	省略(ただし、長期優良住宅の技術審査を他機関で行う場合は、3,100)	14,400 (16,500)	12,400
	○	なし又は×	なし	省略	10,300 (12,400)	10,300
	○	○	なし	省略	省略	6,200
	○	○	○	省略	省略	5,200
他機関又は行政庁(以下「他機関等」という。)	なし又は×	なし又は×	なし又は×	8,300	16,500 (18,500)	14,400
	なし又は×	なし又は×	○	5,200	15,400 (17,500)	14,400
	○	なし又は×	なし又は×	省略	12,400 (14,400)	12,400
	○	○	なし又は×	省略	省略	8,300
	○	○	○	省略	省略	7,200
棟上後完了検査前又は竣工済特例				44,200		

1-1-2 加算額加算額(フラット35S金利Aプラン又はBプランを利用する場合)

条件	設計検査申請(円/戸)	中間現場検査(円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)	棟上後完了検査前又は竣工済特例(円/戸)
金利Aプラン又はBプラン	9,300	9,300	4,200	耐震性を除き、13,400 ただし、建設住宅性能評価書により耐震性能が確保された場合は、加算しない。
金利Aプラン又は金利Bプランを採用するもの(※3)で、認定通知書等の写しが添付されている場合に限る。	加算なし			

1-1-3 計画変更の場合

変更の事由	手数料(円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
フラット 35S を新たに追加する場合 (1 基準ごと)	11,300
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合 (1 基準につき)	11,300

備考 1 一定の等級とは、断熱等性能等級 2 以上かつ、劣化対策等級原則 2 以上かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則 3 以上

2 「棟上」とは機構が定める中間現場検査の受検できる時期のことを便宜上表現した。

3 次いずれかの認定書等をいう。

イ 認定低炭素住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅	金利 A プラン
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画認定住宅	金利 A プラン
ハ 長期優良住宅	金利 A プラン
ニ B E L S 評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票	B E I の値が 0.9 以下のもの 金利 A プラン
	B E I の値が 1.0 以下のもの 金利 B プラン
ホ 平成 29 年 3 月 31 日までに登録建築物調査機関が発行した「住宅事業主基準に係る適合証の写し」	金利 A プラン
ヘ その他の時限立法により施行される、これらの制度と同等の措置と認められる認定書又は証明書	当該制度に応じ、金利 A プラン又は金利 B プラン

4 現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の 17 時 30 分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、検査手数料 (第 10 条の額を) 第 1 項を含む。) の 10 分の 1 (算定した額に 10 円以下の端数が生じる場合は当該額から 10 円以下を切り捨てた額) (下限は 5,000 円とする。) を徴収することができる。(以下同様とし、2-4 及び 2-5 においては現況確認を含む。)

5 現場検査の結果において再検査の手数は、検査手数料の 5 分の 4 とし、算定した額に 10 円以下の端数が生じる場合は当該額から 10 円以下を切り捨てた額 (下限は 5,000 円とする。) とする。(以下同様とし、2-4 及び 2-5 においては現況確認を含む。)

1-2-1 共同建て (基礎額)

確認検査とのリンク	登録住宅性能評価機関として行うもの			戸数/棟 (※2)	一般の場合		フラット 35 登録マンションの場合 (1 棟あたり)	
	設計性能評価書を活用 (一定の等級 (※1) を満たすもの)	設計性能評価書及び建設性能評価書を活用 (一定の等級を満たすもの)	長期優良住宅の技術審査を受けるもの		設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/棟)	設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/棟)
REJ	なし又は×	なし又は×	なし	1~20 戸	32,900	82,100	26,700	57,500
				21~50 戸	55,500	147,800	45,200	103,700

				51~100 戸	82,100	221,700	65,700	156,000
				101~200 戸	108,800	287,300	87,300	201,100
				201 戸以上	131,400	316,100	105,700	221,700
	なし又は×	なし又は×	○	1~20 戸	20,600	82,100	16,500	57,500
				21~50 戸	34,900	147,800	28,800	103,700
				51~100 戸	53,400	221,700	41,100	156,000
				101~200 戸	67,800	287,300	54,400	201,100
				201 戸以上	82,100	316,100	65,700	221,700
	○	なし又は×	なし	1~20 戸	省略	57,500	省略	41,100
				21~50 戸		103,700		73,900
				51~100 戸		156,000		110,900
				101~200 戸		201,100		143,700
				201 戸以上		221,700		159,100
	○	○	なし	1~20 戸	省略	40,100	省略	28,800
				21~50 戸		73,900		51,300
				51~100 戸		110,900		77,000
				101~200 戸		143,700		100,600
				201 戸以上		158,100		110,900
	○	○	○	1~20 戸	省略	24,700	省略	20,600
				21~50 戸		45,200		37,000
				51~100 戸		66,700		56,500
				101~200 戸		86,200		72,900
				201 戸以上		94,400		79,100
他機関等	なし又は×	なし又は×	なし	1~20 戸	52,400	98,500	42,100	69,800
				21~50 戸	89,300	177,500	70,800	124,200
				51~100 戸	131,400	266,800	104,700	186,800
				101~200 戸	172,400	344,800	138,600	242,200
				201 戸以上	209,400	379,700	168,300	265,800
	なし又は×	なし又は×	○	1~20 戸	31,900	98,500	26,700	69,800
				21~50 戸	53,400	177,500	45,200	124,200
				51~100 戸	84,200	266,800	65,700	187,800
				101~200 戸	107,800	344,800	87,300	242,200
				201 戸以上	131,400	379,700	104,700	266,800
	○	なし又は×	なし	1~20 戸	省略	69,800	省略	49,300
				21~50 戸		124,200		89,300
				51~100 戸		187,800		133,400
				101~200 戸		242,200		172,400
				201 戸以上		266,800		190,900

	○	○	なし	1～20 戸	省略	49,300	省略	34,900
				21～50 戸		89,300		62,600
				51～100 戸		133,400		94,400
				101～200 戸		172,400		122,100
				201 戸以上		190,900		132,400
	○	○	○	1～20 戸	省略	29,800	省略	24,700
				21～50 戸		53,400		45,200
				51～100 戸		80,100		67,800
				101～200 戸		103,700		87,300
				201 戸以上		113,900		95,500

1-2-2 加算額（フラット 35 S 金利 A プラン又は B プランを利用する場合）

条件	設計検査申請（円/棟）	竣工現場検査・適合証明の検査（円/棟）
金利 A プラン又は B プラン	41,100（1 基準ごと）	41,100（1 基準ごと）
金利 A プラン又は金利 B プランを採用するもの（※3）で、認定通知書等の写しが添付されている場合に限る。	加算なし	加算なし

1-2-3 計画変更の場合

変更の事由	手数料（円/棟） M：戸数
フラット 35S を新たに追加する場合（1 基準ごと）	M×3,600（上限 72,000）
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合（1 基準につき）	M×3,600（上限 72,000）

備考 1 一定の等級とは、断熱等性能等級 2 以上かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則 2 以上

2 戸数/棟とは、同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅があった場合の戸数の算定の適用の方法は、棟ごととする。

3 次いずれかの認定書等をいう。

イ 認定低炭素住宅又は集約都市開発事業計画が認定された住宅	金利 A プラン
ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画認定住宅	金利 A プラン
ハ 長期優良住宅	金利 A プラン
ニ B E L S 評価書、及びエネルギー消費量算定プログラム	BEI の値が 0.9 以下のもの 金利 A プラン
ニ B E L S 評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票	BEI の値が 1.0 以下のもの 金利 B プラン
ヘ その他の時限立法により施行される、これらの制度と同等の措置と認められる認定書又は証明書	当該制度に応じ、金利 A プラン又は金利 B プラン

2 中古住宅（一戸建て等及びマンション）（リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進

モデル事業)を除く。)

2-1 基礎額

着工された日	条件	適合証明等手数料の額 (円/戸)
昭和 56 年 6 月 1 日 (新耐震) 以降	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書がすべて揃っている場合	49,300
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級 2 以上のもの	36,000
	耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	36,000
	耐久性基準の確認を要しない住宅の場合	41,100
	上記以外の場合	61,600
昭和 56 年 5 月 31 日 (旧耐震) 以前	機構が定める耐震評価基準による場合 (※2)	184,700
	公的機関の評定、評価等の資料による場合	61,600
	耐震診断の結果報告書によって耐震性を有している場合	61,600
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める認定を受けた改修工事に従った耐震改修工事等を行っている場合	102,600
	昭和 56 年 6 月 1 日改正以降の建築基準法の耐震関係規定による構造計算による場合	205,200
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 1 以上のもの	REJ から交付を受けたもの 他機関から交付を受けたもの

2-2 加算額 (フラット 35S を利用する場合。)

条件	加算額 (円/戸)		
	加算額の特例 次のいずれかの疎明資料の証 (当該住宅の新築時において、所定の基準が確保されたものに限る。) が添付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時から変更がないもの限り、下表の額とする。		
耐震性	73,900 (※3)	20,600	イ 新築時の適合証明書
			ロ 新築時の長期優良住宅技術審査の適合証及び認定書
			ハ 新築時の建設住宅性能評価書
			ニ 既存住宅の建設住宅性能評価書
バリアフリー性	43,100 (※4)	20,600	イ 新築時の適合証明書
			ロ 新築時の長期優良住宅認定書
			ハ 新築時の建設住宅性能評価書
			ニ 既存住宅の建設住宅性能評価書
耐久性・可変性	43,100	20,600	イ 新築時の適合証明書

			ロ 新築時の長期優良住宅の認定書
			ニ 新築時の建設住宅性能評価書
			ホ 既存住宅の建設住宅性能評価書
省エネルギー性	43,100	20,600	イ 新築時の適合証明書
			ロ 新築時の建設住宅性能評価書
			ハ 既存住宅の建設住宅性能評価書
			ニ 新築時の省エネ住宅ポイント対象住宅証明書
			ホ 基準適合住宅認定通知書（建築物省エネ法）（マンションを除く。）
			へ 性能向上計画認定通知書（建築物省エネ法）
			ト 認定低炭素住宅認定通知書（エコまち法）
			チ 平成 29 年 3 月 31 日までに登録建築物調査機関が発行した「住宅事業主基準に係る適合証の写し」（マンションを除く。）

2-3 加算額（フラット 35 S（共に金利 B プラン））を利用する場合）

	加算額(円/戸)
開口部断熱（省エネルギー）	3,100
外壁等断熱（省エネルギー）（※5）	1,100
段差解消（バリアフリー）	3,100
手すり設置（バリアフリー）	2,100

備考

- 1 旧公庫マンション情報登録機関に 登録しているマンションの場合は、表示価格から 3 千円を減額する。
- 2 在来木造、枠組壁工法、鉄筋コンクリート造（ラーメン及び壁式）、工場生産住宅（プレハブを含む。）及び設計登録住宅等に限る。
- 3 疎名資料がない場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）による耐震性能評価を行うこと及び劣化事象等の確認を要する場合の額として表示した。
- 4 疎明資料がない場合は、実地による検査による額として表示した。
- 5 外壁等断熱（省エネルギー）の適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知又は適格認定通知書（融資種別に応じた書式年度のものに限る。）が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限る。

2-4 リフォーム一体型を利用する場合（一戸建て等に限る。※マンションは別途、見積り）

事前確認（物件売買時）	書類審査	16,200
	現況確認	16,200 ※耐震性の場合は、2-1 又は 2-2 によって、疎明資料で明らかな場合は徴収しない。

	既存住宅売買瑕疵保険、引渡後リフォーム型既存住宅瑕疵保険又は既存住宅性能評価を、REJでされているものに限る。	▲10,800 (減額)
リフォーム工事計画確認 (工事着手前審査)	通常	2-1 のいずれかの方法による額
	フラット 35S を適用する場合	2-1 のいずれかの方法による額に 2-2 又は 2-3 のいずれかの方法による額を加算した額
適合証明 (リフォーム工事後)	現地調査	16,200
	リフォーム瑕疵保険が付保されている場合で、検査の一部が省略される場合	▲10,800 (減額)

備考 この制度を利用するためには次の要件に該当する場合を除き、既存住宅瑕疵保険 (引渡後リフォーム工事タイプ) が必要とされます。

(1) マンション (別途、見積とする。)

(2) 一戸建ての場合

ア 新築年次が平成 15 年 4 月 1 日以降又は建築確認日が平成 14 年 4 月 1 日以降の住宅で、新築時に旧住宅金融公庫の工事審査を受けたもの

イ 新築時にフラット 35 の適合証明を受けたもの

ウ 新築時に建設住宅性能評価書 (等級 2 以上の劣化対策等級を得ているものに限る。) が交付されているもの

2-5 リノベ (性能向上リフォーム推進モデル事業) を利用する場合 (一戸建て等に限る。※マンションは別途、見積り)

事前確認 (物件売買時) (※フラット 35S 基準に適合していないことを確認することの確認)	書類審査	16,200
	現況確認	16,200
リフォーム工事計画確認 (工事着手前審査)		2-1 のいずれかの方法による額に 2-2 のいずれかの方法による額を加算した額
適合証明 (リフォーム工事後) 現地調査		16,200

2-6 中古マンションらくらくフラット 35 登録用の申請をする場合

2-6-1 基礎額 (Mは戸数を示す。)

着工された日	条件	適合証明等手数料の額 (円/棟)	
		個別登録コース	20 年登録コース
昭和 56 年 6 月 1 日 (新耐震) 以降	機構の定める中古マンションの技術基準に適合するもの	M×3,100 (上限 310,000)	適用しません。
	新築住宅に係る建設住宅性能評価書を交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級 2 以上のもの	M×2,100 (上限 210,000)	M×2,100 (上限 210,000)

昭和 56 年 5 月 31 日 (旧耐震) 以前	機構が定める耐震評価基準による場合 (※2)	184,700	適用しません。
	公的機関の評定、評価等の資料による場合	61,600	
	耐震診断の結果報告書によって耐震性を有している場合	61,600	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める認定を受けた改修工事に従った耐震改修工事等を行っている場合	102,600	
	昭和 56 年 6 月 1 日改正以降の建築基準法の耐震関係規定による構造計算による場合	205,200	
	既存住宅に係る建設住宅性能評価書を活用するもので、耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 1 以上のもの	REJ から交付を受けたもの M×2,100 (上限 210,000)	
	他機関から交付を受けたもの	M×3,200 (上限 320,000)	

2-6-2 加算額 (フラット 35 S (共に金利 B プラン) を利用する場合)

	加算額 (円/戸)
外壁等断熱 (省エネルギー)	1,100
段差解消 (バリアフリー)	3,100
手すり設置 (バリアフリー)	2,100

備考 適用については、当該基準として新築時の建設住宅性能評価書、適合証明書、旧公庫融資現場審査合格通知書若しくは適格認定通知書 (融資種別に応じた書式年度のものに限る。) 又は、既存住宅の建設住宅性能評価書が交付されており、その書面を活用するもので、かつ、新築時から変更がないものに限る。

3 賃貸住宅及び、まちづくり融資 (建設)

3-1 基礎額

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請 (円/棟)	現場検査 (竣工) 申請・適合証明業務 (円/棟)
一般	5 戸未満	13,400	17,500
	6 戸～10 戸	22,600	28,800
	11 戸～15 戸	30,800	45,200
	16 戸～20 戸	37,000	56,500
	20 戸超	41,100	61,600
指定確認検査機関として行う建築確認申請と同時の場合	5 戸未満	9,300	13,400
	6 戸～10 戸	12,400	22,600
	11 戸～15 戸	15,400	30,800
	16 戸～20 戸	18,500	37,000
	20 戸超	20,600	41,100
工事着手後、竣工現場検査の時期までに提出される場合	5 戸未満	13,400	17,500
	6 戸～10 戸	22,600	28,800

	11 戸～15 戸	30,800	45,200
	16 戸～20 戸	37,000	56,500
	20 戸超	41,100	61,600

3-2 加算額 (Mは戸数を示す。)

	単独手数料	
	設計検査申請(円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査(円/戸)
省エネ賃貸住宅融資及びサービス付 高齢者向け賃貸住宅融資	M×2,100(上限 42,000)	M×2,100 (上限 42,000)

3-3 計画変更の場合 (Mは戸数を示す。)

変更の事由	手数料 (円/棟) M : 戸数
フラット 35S を新たに追加する場合 (1 基準ごと)	M×1,100 (上限 22,000)
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合 (1 基準につき)	M×1,100 (上限 22,000)

4 リフォーム融資 (一戸建て等及びマンション)

融資区分	手数料 (円/戸) ※リフォーム工事前の審査及び、リフォーム工事後の検査を含みます。
耐震改修工事又は耐震補強工事	地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合 67,800
	機構の定める基準によるもの 184,700
バリアフリー工事	30,100
増築工事及び改築工事(建築確認申請を伴うもの)	31,900
増築工事及び改築工事(上記以外のもの)	22,600

5 賃貸住宅リフォーム融資

※リフォーム工事前の審査及び、リフォーム工事後の検査を含みます。

融資区分	手数料 (円/登録住戸)
住宅セーフティネット	41,100
	耐震改修工事を選択した場合。 耐震改修工事又は耐震補強工事のいずれかに応じた額を加算する。
耐震改修工事又は耐震補強工事	地方公共団体又は公的機関が交付した耐震診断等の資料による場合 67,800
	機構の定める基準によるもの 184,700
省エネ住宅	断熱性等級 4 57,500
	一次エネルギー消費量等級 4 以上 76,600
サービス付き高齢者向け住宅 (バリアフリー性)	57,500